

宣言後、まずは取り組む3項目

必須項目

- ① 健診受診率**100%**……協会けんぽの健診以外を実施している場合は健診データを提供します
- ② 受診勧奨の取り組みを実施……健診の結果、再検査・要治療者へ受診を促す取り組みを実施します
- ③ 健康サポート(特定保健指導)実施率**50%以上**……該当者がいれば、健康サポートを実施できるよう取り組みます

④ 貴社の取り組み目標の一覧

具体的な取り組み例も記載してあります。振り返りにご活用ください。

宣言項目

具体的な取り組み例

1	健康課題に基づいた 具体的目標の設定	協会けんぽから提供する事業所カルテや健康度チェックシートなどで職場の取り組み状況をチェックし、課題に基づいた目標を決定。
2	ストレスチェックの実施	労働安全衛生法に記載されているストレスチェック制度に従ってストレスチェックを実施。(詳細は厚生労働省のホームページに記載)
3	管理職または社員に対する 教育機会の設定	社内において健康づくりに関する研修などを実施。(協会けんぽの「健康教室」を利用することで無料で講座を開催いただけます)
4	適切な働き方の実現	労働基準法、労働安全衛生法などの法令を遵守。ノー残業デーの設定、休暇利用促進等ワークライフバランスを考慮した働き方の実現を推進。
5	コミュニケーションの促進	従業員のコミュニケーション向上を目的としたイベント等の取り組みの実施。 従業員間コミュニケーション促進ツールの利用を推進。
6	病気の治療と仕事の両立支援	療養と仕事を両立できる新しい働き方(配置・勤務内容・勤務時間等)を策定。両立にむけた面談・助言を実施。
7	食生活の改善	従業員への食に対する情報提供を実施。ヘルシー弁当のあっせん。自動販売機の飲料を低糖・低カロリーのものに変更。
8	運動機会の増進	職場内でラジオ体操を実施。歩数計の配布。階段使用の奨励。スポーツクラブ等との連携・利用補助を実施。運動系の同好会やサークルの設置。
9	女性の健康保持・増進に向けた 取り組み	婦人科健(検)診への金銭補助や特別休暇の設定。妊婦健診等の母性健康管理のためのサポートを実施。生理休暇を取得しやすい環境を整備。
10	従業員の感染症予防	予防接種費用の補助。感染拡大時の事業継続計画の策定。感染拡大を防止するための教育・研修の実施。
11	長時間労働者への対応	本人に対して産業医や保健師、産業カウンセラーなどとの面接・指導を実施。 本人の業務負担の見直し、勤務時間の制限を実施。
12	メンタルヘルス不調者への対応	メンタルヘルスについての相談窓口の設置および周知を実施。従業員に対する定期的な面談の実施。取引先等からのハラスメント対策の明文化。
13	従業員の喫煙率低下に向けた 取り組み	たばこの健康影響についての教育・研修の実施。禁煙外来治療への補助。 非喫煙者に対するインセンティブの実施。禁煙達成者に対する表彰。
14	受動喫煙対策(禁煙又は分煙)	職場内、社用車における全面禁煙の実施。受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた「特定屋外喫煙場所」の設置。勤務時間内禁煙の推進。
15	健康経営の評価・改善に関する 取り組み	健康経営の取り組みに対して、前年度等過去の取り組み結果と比較。評価をもとに社内での取り組みの見直しや次の取り組み内容を検討。
16	従業員の家族への健診受診勧奨	従業員を通じた家族に対する受診勧奨。(滋賀支部のご家族向け無料健診を受診いただけるようチラシやメールなどでお伝えください)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。



全国健康保険協会 滋賀支部 企画総務グループ
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階 受付時間 平日8:30~17:15
TEL 077-522-1099 FAX 077-522-1138



滋賀支部HP

お問い合わせ